

令和3年

三好市教育委員会2月定例会

日時 令和3年2月18日(木)午後2時
場所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

令和3年三好市教育委員会2月定例会次第

1 開会

2 報告

3 承認

令和3年三好市教育委員会1月定例会会議録の承認について

4 議案

第1号 三好市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について

第2号 三好市ふるさと留学条例を廃止する条例について

第3号 三好市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の制定について

第4号 三好市特別会計設置条例の一部を改正する条例について

第5号 三好市公民館条例の一部を改正する条例について

第6号 三好市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

第7号 三好市文化財多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について

第8号 大步危小歩危名勝地調査検討委員会設置条例の廃止について

第9号 2020（令和2）年度2月補正予算について

第10号 2021（令和3）年度三好市一般会計予算について

5 その他

行 事 一 覧 表

令和3年1月20日 ～ 令和3年2月21日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
定期監査結果報告	1/25	本庁	
教職員組合人事異動要望	1/27	教育委員会室	
教職員人事異動二次面接	2/3	教育委員会室	※
庁議	2/4	本庁	
人事ヒアリング	2/4・5	教育委員会室	
教職員人事異動三次面接	2/16・17	教育委員会室	

【行事予定】

2月定例議会開会	2/25(木)	10:00	本庁
庁議	2/26(金)	15:00	本庁
議会(一般質問)	3/4(木)5(金)8(月)	10:00	本庁
教職員人事異動内申確認	3/8(月)		教育委員会室
教職員人事異動調印	3/10(水)		教育長室
議会(文教厚生委員会)	3/10(水)	10:00	本庁
中学校卒業式	3/12(金)	9:00	各中学校
幼稚園卒園式・小学校卒業式	3/16(火)・17(水)	9:00	各幼稚園・小学校
議会(閉会)	3/18(木)	10:00	本庁
臨時教育委員会	3/8(月)	15:00	教育委員会室
定例教育委員会	3/23(火)	14:30	教育委員会室

議案第 1 号

三好市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について

令和 3 年三好市議会 2 月定例会議に提出される三好市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により意見を求める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

三好市教育委員会
教育長職務代理人 前川 順子

三好市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例案 別紙のとおり

議案第 号

三好市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について

三好市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

2021年2月 日提出

三好市長 黒川 征一

三好市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例
三好市立幼稚園保育料等徴収条例（平成18年三好市条例第91号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(納入義務者) 第4条 <u>保育料及び預かり保育料</u>は、保育を受ける児童の扶養義務者からこれを徴収する。 (委任) 第5条 この条例に定めるもののほか、幼稚園の<u>保育料</u>に關し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(納入義務者) 第4条 <u>預かり保育料</u>は、保育を受ける児童の扶養義務者からこれを徴収する。 (委任) 第5条 この条例に定めるもののほか、幼稚園の<u>保育料等</u>に關し必要な事項は、規則で定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

三好市ふるさと留学条例を廃止する条例について

令和 3 年三好市議会 2 月定例会議に提出される三好市ふるさと留学条例を廃止する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により意見を求める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

三好市教育委員会
教育長職務代理者 前川 順子

三好市ふるさと留学条例を廃止する条例案 別紙のとおり

議案第 号

三好市ふるさと留学条例を廃止する条例について

三好市ふるさと留学条例を廃止する条例を次のとおり定める。

2021年2月 日提出

三好市長 黒川 征一

三好市ふるさと留学条例を廃止する条例

三好市ふるさと留学条例（平成18年三好市条例第96号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○三好市ふるさと留学条例

平成18年3月1日

条例第96号

(目的)

第1条 この条例は、少子化が進む本市にあつて、市民の理解と協力を得ながら山村留学制度を導入し、市内の児童生徒と共に恵まれた自然環境の中で学び、地域に根ざした体験活動をおおして心豊かな児童生徒の育成を図るため、三好市ふるさと留学(以下「ふるさと留学」という。)を実施し、市の活性化と教育の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「ふるさと留学」とは、三好市の区域以外に住所を有する児童生徒が一定の経費を負担し、三好市の区域内の小学校及び中学校に就学することをいう。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

○三好市ふるさと留学条例施行規則

平成18年3月1日

教育委員会規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、三好市ふるさと留学条例(平成18年三好市条例第96号)第3条の規定に基づき、三好市ふるさと留学(以下「ふるさと留学」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(留学の内容)

第2条 ふるさと留学の内容は、長期留学とし、原則としてその期間は、1年とする。

(対象者)

第3条 ふるさと留学に受け入れる留学生(以下単に「留学生」という。)の対象は、小学生及び中学生とする。

2 留学生の受入れ人数及び対象学年は、別に当該年度の募集要領で定める。

(留学方式)

第4条 留学生の留学方式は、原則として寄宿舎及び受け入れ民家等で共同生活を送りながら、学校教育、体験活動、地域交流等を行うものとする。

(募集)

第5条 留学生の募集は、毎年度当初に三好市ふるさと留学生募集要領を定めて行う。

(経費)

第6条 留学の受入れが決定した留学生の保護者(以下「保護者」という。)は、別に定める金額を留学経費として三好市へ納入するものとし、納入方法は別に定める。

2 留学制度の運営に必要な経費は、三好市が負担する。

(契約)

第7条 保護者と三好市教育委員会は、留学に係る必要な事項について契約を締結し義務を履行するとともに、相互いの信義を重んじ権利の保護を図るものとする。

(保護者の義務)

第8条 保護者の義務は、次のとおりとする。

- (1) 留学生の三好市への住民登録
- (2) 留学経費の納入

(3) 留学生の転入・転出

(4) 留学期間中の学校行事等への積極的な参加

(5) 留学生に関して、保護者との面接が必要になったときの保護者の来訪

(留学の中途停止)

第9条 留学生が、留学制度の趣旨に反した行動をとったとき、又は著しく反した行動をとるおそれがあると認められたときは、留学期間中であっても留学を停止させることができる。

(推進体制)

第10条 留学制度を効果的かつ円滑に推進するため、三好市ふるさと留学対策推進委員会(以下「対策委員会」という。)を設置する。

2 対策委員会の運営に関する規程は、別に定める。

(その他)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西祖谷山村ふるさと留学条例施行規則(平成16年西祖谷山村教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

○三好市ふるさと留学対策推進委員会規程

平成18年3月1日

教育委員会訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、三好市ふるさと留学条例施行規則(平成18年三好市教育委員会規則第21号)第10条の規定に基づき、三好市ふるさと留学対策推進委員会(以下「対策委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 対策委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 三好市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委任するふるさと留学制度(三好市ふるさと留学条例(平成18年三好市条例第96号)に規定するふるさと留学の制度をいう。以下同じ。)の調査研究
- (2) ふるさと留学制度の推進に関すること。
- (3) ふるさと留学制度の留学生の選考に関すること。
- (4) その他必要な事項

(委員)

第3条 対策委員会の委員(以下「委員」という)は、6人以内とし、教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 対策委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 会長は、対策委員会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 対策委員会は、会長が招集する。

- 2 対策委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 対策委員会の会議の議長には、会長になる。
- 4 対策委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(事務)

第7条 対策委員会の事務は、教育委員会が行う。

(その他)

第8条 この訓令の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

議案第3号

三好市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の制定について

令和3年三好市議会2月定例会議に提出される三好市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和3年2月18日提出

三好市教育委員会
教育長職務代理者 前川 順子

三好市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例案 別紙のとおり

議案第 号

三好市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の制定について

三好市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例を次のとおり定める。

2021年2月 日提出

三好市長 黒川 征一

三好市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が設置する学校における学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施)

第2条 市は、市が設置する小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）において学校給食を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、学校給食の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(学校給食費等の徴収)

第3条 市長は、学校給食を受ける児童、生徒又は園児の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）から、学校給食に要する経費のうち保護者が負担すべき経費の範囲内で規則で定める額を徴収する。

2 前項に規定する保護者が負担すべき経費とは、学校給食法第11条第2項に規定する保護者の負担とされているもの（幼稚園において実施する学校給食（長期休業期間中の預かり保育に係る食事の提供のため保護者が負担する経費を含む。）においては、同項の規定を準用して定める経費）をいう。

3 市長は、学校等又は給食施設（三好市立学校給食センター及び調理場設置条例（平成18年三好市条例第92号）に規定する給食施設をいう。）に勤務する者で、学校給食に準じた食事の提供を受けるものから、第1項に規定する学校給食に要する経費のうち保護者が負担すべき経費の範囲内で規則で定める額との均衡を考慮して規則で定める額を徴収する。

(学校給食費の納付)

第4条 前条第1項の規定により徴収する費用（以下「学校給食費」という。）は、規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費の減額)

- 第5条 市長は、特別の事情があると認めるときは、学校給食費を減額することができる。
- 第6条 前2条の規定は、第3条第3項の場合について準用する。この場合において、第4条中「前条第1項の規定により徴収する費用（以下「学校給食費」という。））」とあるのは、「前条第3項の規定により徴収する費用（以下「職員給食費」という。））」と、前条中「学校給食費」とあるのは「職員給食費」と読み替えるものとする。
- (市民の学校給食費の無償化)
- 第7条 市長は、第3条第1項の規定にかかわらず、保護者が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく三好市の住民基本台帳に記録され、かつ、児童、生徒又は園児（以下「児童等」という。）と生計を一にしているものである場合は、三好市の住民基本台帳に記録されている児童等に係る学校給食費を徴収しないものとする。この場合において、保護者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、同項の規定を満たさない保護者から学校給食費を徴収しないことができる。
- 3 市長は、第1項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、同項の規定を満たさない児童等に係る学校給食費を徴収しないことができる。
- 第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、学校給食費等の管理に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- (施行期日等)
- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
 - この条例は、令和3年4月1日以後に実施する学校給食に係る学校給食費等について適用する。
(三好市立学校給食センター及び調理場設置条例の一部改正)
 - 三好市立学校給食センター及び調理場設置条例（平成18年三好市条例第92号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給食費)</p> <p>第7条 給食費の額は、運営委員会に諮り、教育委員会が決定及び変更をするものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第7条 略</p>

議案第4号

三好市特別会計設置条例の一部を改正する条例について

令和3年三好市議会2月定例会議に提出される三好市特別会計設置条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和3年2月18日提出

三好市教育委員会
教育長職務代理人 前川 順子

三好市特別会計設置条例の一部を改正する条例案 別紙のとおり

議案第 号

三好市特別会計設置条例の一部を改正する条例について

三好市特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

2021年2月 日提出

三好市長 黒川 征一

三好市特別会計設置条例の一部を改正する条例
三好市特別会計設置条例（平成18年三好市条例第85号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>三好市給食事業特別会計</u> 給食事業</p> <p>(8) <u>三好市簡易水道事業特別会計</u> 簡易水道事業</p> <p>(9) <u>三好市国民健康保険市立三野病院特別会計</u> 病院事業</p> <p>(10) <u>三好市後期高齢者医療特別会計</u> 後期高齢者医療事業</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>三好市簡易水道事業特別会計</u> 簡易水道事業</p> <p>(8) <u>三好市国民健康保険市立三野病院特別会計</u> 病院事業</p> <p>(9) <u>三好市後期高齢者医療特別会計</u> 後期高齢者医療事業</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正前の三好市特別会計設置条例に規定する三好市給食事業特別会計の令和2年度の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

議案第 5 号

三好市公民館条例の一部を改正する条例について

令和 3 年三好市議会 2 月定例会議に提出される三好市公民館条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により意見を求める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

三好市教育委員会
教育長職務代理者 前川 順子

三好市公民館条例の一部を改正する条例案 別紙のとおり

議案第 号

三好市公民館条例の一部を改正する条例について

三好市公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

2021年2月 日提出

三好市長 黒川 征一

三好市公民館条例の一部を改正する条例
三好市公民館条例（平成18年三好市条例第99号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(公民館地区館及び公民館分館) 第3条 公民館地区館及び公民館分館の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。 別表第2(第3条関係) 公民館地区館 略 公民館分館</p> <table border="1" data-bbox="1066 112 1240 1115"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>三好市馬場分館</td> <td>三好市池田町白地ウマバ464番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	三好市馬場分館	三好市池田町白地ウマバ464番地	略	略	<p>(公民館地区館及び公民館分館) 第3条 略 別表第2(第3条関係) 公民館地区館 略 公民館分館</p> <table border="1" data-bbox="1066 1115 1240 2143"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>三好市馬場分館</td> <td>三好市池田町白地ウマバ458番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	三好市馬場分館	三好市池田町白地ウマバ458番地	略	略
名称	位置																
略	略																
三好市馬場分館	三好市池田町白地ウマバ464番地																
略	略																
名称	位置																
略	略																
三好市馬場分館	三好市池田町白地ウマバ458番地																
略	略																

附 則
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第6号

三好市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

令和3年三好市議会2月定例会議に提出される三好市社会体育施設条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和3年2月18日提出

三好市教育委員会
教育長職務代理者 前川 順子

三好市社会体育施設条例の一部を改正する条例案 別紙のとおり

議案第 号

三好市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

三好市社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

2021年2月 日提出

三好市長 黒川 征一

三好市社会体育施設条例の一部を改正する条例

三好市社会体育施設条例（平成18年三好市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
<p>(名称及び位置)</p>	<p>(名称及び位置)</p>														
<p>第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>第2条 略</p>														
<p>(開館時間及び休館日)</p>	<p>(開館時間及び休館日)</p>														
<p>第4条 体育施設の開館時間及び休館日は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>第4条 略</p>														
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>														
<p>(使用料等)</p>	<p>(使用料等)</p>														
<p>第11条 体育施設の利用者は、別表第3に定める使用料を納付しなればならない。</p>	<p>第11条 略</p>														
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>														
<p>別表第1(第2条関係)</p>	<p>別表第1(第2条関係)</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1228 109 1276 1724">名称</th> <th data-bbox="1228 1724 1276 2139">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1276 109 1324 1724">略</td> <td data-bbox="1276 109 1324 1724">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1324 109 1372 1724">三好市大野体育館</td> <td data-bbox="1324 109 1372 1724">三好市山城町大野524番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1372 109 1412 1724">三好市井川体育館</td> <td data-bbox="1372 109 1412 1724">三好市井川町井内東2515番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	三好市大野体育館	三好市山城町大野524番地	三好市井川体育館	三好市井川町井内東2515番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1228 109 1276 1724">名称</th> <th data-bbox="1228 1724 1276 2139">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1276 109 1324 1724">略</td> <td data-bbox="1276 109 1324 1724">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1324 109 1372 1724">三好市大野体育館</td> <td data-bbox="1324 109 1372 1724">三好市山城町大野524番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	三好市大野体育館	三好市山城町大野524番地
名称	位置														
略	略														
三好市大野体育館	三好市山城町大野524番地														
三好市井川体育館	三好市井川町井内東2515番地														
名称	位置														
略	略														
三好市大野体育館	三好市山城町大野524番地														

略

別表第2(第4条関係)

名称	開館時間	休館日
三好市大野体育館	午前8時から午後10時まで	12月29日から1月3日まで
三好市井川体育館	午前8時から午後10時まで	12月29日から1月3日まで

別表第3(第11条関係)

三好市三野グラウンド～三好市大野体育館 略

三好市井川体育館

使用区分	使用料
全面使用	非営利目的 1時間につき 840円 営利目的 1時間につき 1,680円
床面の2分の1以下を使用する場合	全面使用の使用料に2分の1を乗じた額

三好市吉野川運動公園～三好市三野健康防災公園 略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

略

別表第2(第4条関係)

名称	開館時間	休館日
三好市大野体育館	午前8時から午後10時まで	12月29日から1月3日まで

別表第3(第11条関係)

三好市三野グラウンド～三好市大野体育館 略

三好市吉野川運動公園～三好市三野健康防災公園 略

議案第7号

三好市文化財多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について

令和3年三好市議会2月定例会議に提出される三好市文化財多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和3年2月18日提出

三好市教育委員会
教育長職務代理者 前川 順子

三好市文化財多目的施設の設置及び管理に関する条例案 別紙のとおり

議案第 号

三好市文化財多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について

三好市文化財多目的施設の設置及び管理に関する条例を次のとおり定める。

2021年2月 日提出

三好市長 黒川 征一

三好市文化財多目的施設の設置及び管理に関する条例
(設置)

第1条 文化財施設を活用し、地域の文化の向上と地域住民の連帯意識の高揚に寄与するため、三好市文化財多目的施設（以下「文化財多目的施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文化財多目的施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
登録文化財 旧山下家別邸	井川町辻332番地1

(使用の許可)

第3条 文化財多目的施設を使用する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第4条 前条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 施設等の管理上支障があるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、使用者が前条各号のいずれかに該当するとき、又は文化財多目的施設の管理運営上特に必要があるときは、使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

2 前項の措置によって使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。
(使用料)

第7条 使用料は、別表に定める額とする。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に回復し、又は搬入した物品を撤去しなければならない。第6条の規定により、許可の取消処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、故意又は過失により文化財多目的施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(管理)

第12条 文化財多目的施設の管理は市長が行う。ただし、管理について必要と認めるときは、その業務の一部を委託することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

区分	単位	使用料
1階交流スペース	1時間	220円
厨房	1時間	440円

議案第8号

大歩危小歩危名勝地調査検討委員会設置条例の廃止について

令和3年三好市議会2月定例会議に提出される大歩危小歩危名勝地調査検討委員会設置条例の廃止について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和3年2月18日提出

三好市教育委員会
教育長職務代理者 前川 順子

大歩危小歩危名勝地調査検討委員会設置条例の廃止案 別紙のとおり

議案第 号

大歩危小歩危名勝地調査検討委員会設置条例の廃止について

大歩危小歩危名勝地調査検討委員会設置条例を廃止する条例を次のとおり定める。

2021年2月 日提出

三好市長 黒川 征一

大歩危小歩危名勝地調査検討委員会設置条例を廃止する条例

大歩危小歩危名勝地調査検討委員会設置条例（平成28年三好市条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○大歩危小歩危名勝地調査検討委員会設置条例

平成28年3月23日

条例第4号

改正 令和2年3月25日条例第1号

(目的)

第1条 大歩危小歩危の名勝地としての学術等総合調査を行うため、大歩危小歩危名勝地調査検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、三好市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、教育委員会に答申する。

- (1) 名勝地を特定するために行う総合調査に関すること。
- (2) 名勝地を対象として行う実測図作成等に係る詳細調査の監修に関すること。
- (3) その他調査検討について必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第9号

2020（令和2）年度2月補正予算について

令和3年三好市議会2月定例会議に提出される2020（令和2）年度教育委員会関係部局の補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和3年2月18日提出

三好市教育委員会
教育長職務代理者 前川 順子

1 補正予算内容 次のとおり

学校教育課
歳出

- 9款 教育費 2項 小学校費 1目 学校管理費
10節 需用費
感染症対策等の学校教育活動継続支援事業 11,600千円
- 9款 教育費 3項 中学校費 1目 学校管理費
10節 需用費
感染症対策等の学校教育活動継続支援事業 4,800千円

- 補助金名 令和2年度学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業）
- 補助事業の内容 教育活動を継続するため、感染症対策等を徹底する取組、教職員の研修を支援する取組及び児童生徒の学びの保障をするための取組に必要な経費を補助する。
- 補助率：1／2

議案第10号

2021（令和3）年度三好市一般会計予算について

令和3年三好市議会2月定例会議に提出される2021（令和3）年度三好市一般会計予算（歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分に限る。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和3年2月18日提出

三好市教育委員会
教育長職務代理者 前川 順子

2021（令和3）年度三好市一般会計予算（歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分に限る。） 別紙のとおり

2021年度当初予算計上の主な事務事業

【学校教育課】

教育総務費

◆ 学校情報システムの更新【更新】

2 事務局費 12 委託料（施設管理費）
〈予算計上額〉 161,671 千円

2013 年度に導入した現在の学校情報システム（サーバ群、教職員及び児童生徒用 PC）の老朽化に伴い機器入替等（教職員用パソコン端末及びセンターシステムの更新）を実施する。

【学校情報システム更新の内訳】

教職員用パソコン端末更新 58,986 千円
ネットワーク整備、サーバー・スイッチ等 102,685 千円

◆ G I G A スクールヘルプデスクの活用【新規】

2 事務局費 12 委託料（施設管理費）
〈予算計上額〉 4,483 千円

G I G A スクール構想を最大限に活かすため、1 人 1 台 PC 環境が始まる 2021 年度は、教職員に対する「機器やアプリケーションの使い方指導」や「初歩的なトラブルへの対応」といった需要が増大することが予想される。これらについて、教職員が電話により常時間合せでき、早期に解決することができる環境を実現し、かつ、教職員の負担を軽減するため、遠隔指導業務（ヘルプデスク）を委託する。

◆ I C T 支援員の配置【新規】

2 事務局費 12 委託料（教育振興費）
〈予算計上額〉 9,405 千円

1 人 1 台 PC 環境による I C T 教育がスタートするが、三好市においては、教職員及び児童生徒それぞれのレベルに合わせ、実現可能な内容から始めることを基本とし、授業活用を段階的に広げていくこととする。

それぞれの学校の推進状況をみながら、三好市全体における I C T 支援員の適切な活用について検討し、配置を行う。I C T 支援員は 1 人延 24 月分（文部科学省は 4 校に 1 人の I C T 支援員の設置を目標としている。）。

◆ 貸出用 Wi-Fi モバイルルーター使用料の支援【新規】

2 事務局費 13 使用料及び賃借料（教育振興費）
〈予算計上額〉 6,053 千円

学校の臨時休業時等において、市が Wi-Fi 環境の無い児童生徒の家庭に Wi-Fi モバイルルーターを貸し出した場合、初期手数料及び 3 箇月分のモバイル回線使用料支援する。

幼稚園費

◆ 池田幼稚園遊具（ブランコ）の更新【新規】

1 幼稚園費 14 工事請負費（教育委員会管理費）
〈予算計上額〉 2,540 千円

昭和 55 年度頃に設置したブランコの老朽化（支柱部のぐらつき、地際部付近の腐食）による更新（撤去・新設工事）。

4 人乗りブランコ及びブランコ用安全柵を設置。

保健体育費

◆ 学校給食センターの統廃合に伴う経費【新規】

2022 年度から三野学校給食センターを廃止し、三好市学校給食センターに統合する（芝生小学校、王地小学校及び三野中学校の学校給食を三好市学校給食センターで調理配送）。加え、現在、三好市学校給食センターで調理配送している山城中学校、山城小学校及び山城幼稚園の学校給食を、下名学校給食共同調理場において調理配送する。

これに伴う準備経費として、食器等の購入、給食配送車の修繕、王地小学校給食配膳室の修繕、芝生小学校及び三野中学校の給食配膳室（給食配送車発着場含む。）の設計・工事他を実施。

2 学校給食費 10 需用費
〈予算計上額〉 5, 1 2 4 千円

食器・給食用具・食缶等の購入 4, 365, 680 円
給食配送車の修繕（コンテナ棚取り付け一式）257, 400 円
王地小学校給食配膳室修繕 500, 000 円

2 学校給食費 12 委託料
〈予算計上額〉 3, 3 4 0 千円

芝生小学校、三野中学校給食配膳室設計・監理業務委託料 3, 340, 000 円

2 学校給食費 14 工事請負費
〈予算計上額〉 3 9, 9 0 0 千円

芝生小学校給食配膳室整備工事 22, 000, 000 円
三野中学校給食配膳室整備工事 17, 900, 000 円

◆ 2021 年度からの学校給食の現物給付化に伴う給食原材料費計上（特別会計の廃止）【新規】

2 学校給食費 15 原材料費（学校給食費）
〈予算計上額〉 1 0 0, 5 1 4 千円

2021 年度から、学校給食事務の簡素化を図るため、補助金による市民の学校給食の無償化を止め、条例による現物給付を行うとともに、三好市給食事業特別会計を廃止する。学校給食の原材料費（食材費）を一般会計で計上。

原材料費の内訳

三野学校給食センター配当分 19, 304 千円
三好市学校給食センター配当分 74, 066 千円
下名学校給食共同調理場配当分 3, 920 千円
東祖谷学校給食共同調理場配当分 3, 224 千円

【社会教育課】

公民館費

- ◆公民館の老朽化の施設修繕及び利用者の高齢化による施設改修のため。
〈予算計上額〉 2,831千円
 - ・白地公民館トイレ洋式化修繕・非常灯修繕・落合公民館屋根修繕
 - ・三野公民館屋根修繕工事設計業務委託。 〈予算計上額〉 473千円

保健体育総務費

- ◆SONPO ボールゲームフェスタ 〈予算計上額〉 300千円
 - ・専門家による、「あそびバ」身体運動の発達に応じた思考/判断/コミュニケーション能力の発達に有効な様々な運動あそびを体験。
 - ・「キッズチャレンジ」4種目の競技を実施。
幼稚園児から小学6年生を対象とし、体を動かしボールゲームに慣れ親しむ。

体育施設管理費

- ◆池田総合体育館メインアリーナ音響設備修繕。
〈予算計上額〉 843千円
 - ・音響設備故障より、様々な行事での音響が使えないため。
- ◆三野体育施設管理費 〈予算計上額〉 3,738千円
 - ・スパーク三野駐車場陥没修繕。 511千円
 - ・三野グランド体育館高圧受電設備更新。 913千円
 - ・河内谷ふれあい公園遊具撤去。 2,314千円
河内谷ふれあい公園において、老朽化した既存遊具を撤去します。
- ◆井川体育施設管理費 〈予算計上額〉 1,287千円
 - ・井川多目的交流施設フェンス修繕
木柵でフェンスをしていたが、腐食により通行が危険となったため。
- ◆吉野川運動公園管理費 〈予算計上額〉 1,823千円
 - ・吉野川運動公園スポトラ集草アタッチメント購入。

図書館費

- ◆三野公民館図書室の移転に伴い、パテーション、デスクパネルを整備する。
〈予算計上額〉 674千円

【社会教育課】

公民館費

- ◆公民館の老朽化の施設修繕及び利用者の高齢化による施設改修のため。
〈予算計上額〉 2,831千円
 - ・白地公民館トイレ様式化修繕・非常灯修繕
 - ・落合公民館屋根修繕
- ・三野公民館屋根修繕工事設計業務委託。 〈予算計上額〉 473千円

保健体育総務費

- ◆SONPO ボールゲームフェスタ 〈予算計上額〉 300千円
 - ・専門家による、「あそびバ」身体運動の発達に応じた思考/判断/コミュニケーション能力の発達に有効な様々な運動あそびを体験。
 - ・キッズチャレンジ」4種目の競技を実施。
幼稚園児から小学6年生を対象とし、体を動かしボールにゲーム慣れ親しむ。

体育施設管理費

- ◆池田総合体育館メインアリーナ音響設備修繕。
〈予算計上額〉 843千円
 - ・音響設備故障より、様々な行事での音響が使えないため。
- ◆三野体育施設管理費 〈予算計上額〉 3,738千円
 - ・スパーク三野駐車場陥没修繕。 511千円
 - ・三野グランド体育館高圧受電設備更新。 913千円
 - ・河内谷ふれあい公園遊具撤去。 2,314千円
河内谷ふれあい公園において、老朽化した既存遊具を撤去します。
- ◆井川体育施設管理費 〈予算計上額〉 1,287千円
 - ・井川多目的交流施設フェンス修繕
木柵でフェンスをしていたが、腐食により通行が危険となったため。
- ◆吉野川運動公園管理費 〈予算計上額〉 1,823千円
 - ・吉野川運動公園スポトラ集草アタッチメント購入。

図書館費

- ◆三野公民館図書室の移転に伴い、パテーション、デスクパネルを整備する。
〈予算計上額〉 674千円

文化財保護費

- ◆文化財講座【新規】 〈予算計上額〉 120千円
文化財を通じて地域の歴史・文化に触れ、ふるさとの姿を再認識するための学習の場を提供し、文化財の保存と活用の在り方についての人材を幅広く養成する。

- ◆伝統的建造物群保存地区保存修理事業【継続】 〈予算計上額〉 4,319千円
落合伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物等（非特定物件等）の保存修理事業に対する補助。令和3年度は1件1棟を予定。

（参考）H19年度実績＝1件1棟
H21年度実績＝1件1棟
H22年度実績＝2件2棟
H24年度実績＝2件2棟
H25年度実績＝1件2棟
H26年度実績＝2件5棟
H27年度実績＝3件3棟
H28年度実績＝1件1棟
H29年度実績＝4件4棟
H30年度実績＝4件4棟
R1年度実績＝1件1棟
R2年度実績＝1件1棟
R3年度予定＝1件1棟

- ◆伝統的建造物群保存地区 建造物屋根塗替え事業補助金【継続】 〈予算計上額〉 1,650千円
平成22年度からの継続事業として市単による補助金を交付。

伝建地区内における建造物（主屋，隠居屋，納屋，倉庫）154棟（内特定物件56棟）を対象建造物として屋根の塗替え事業を実施する。令和3年度は6棟を予定。

屋根塗替補助単価 1,100円/m²。

（参考）H22年度実績＝5件8棟
H23年度実績＝9件20棟
H24年度実績＝11件22棟
H25年度実績＝5件8棟
H26年度実績＝3件5棟
H27年度実績＝4件9棟
H28年度実績＝3件4棟
H29年度実績＝4件9棟
H30年度実績＝1件2棟
R1年度実績＝1件3棟
R2年度実績＝2件3棟
合計＝48件93棟

- ◆伝統的建造物群保存地区外（落合地区）建造物屋根塗替え事業補助金【継続】

〈予算計上額〉 1,650千円

伝統的建造物群保存地区外（落合地区）にある建造物29棟（主屋、隠居屋、納屋、倉庫）を景観対策対象建造物として、令和2年度から新規事業として市単による補助金を交付。令和3年度は6棟を予定。

屋根塗替補助単価 1,100円/m²。

（参考）R2年度実績＝3件6棟

◆名勝調査事業【継続】

〈予算計上額〉 3,978千円

市内全域の名勝地（景勝地等）に関する多面的な悉皆調査を行い、名勝地を特定するための調査を実施する。特に、吉野川支流の祖谷川流域及び藤川谷流域に所在する名勝地の特定に係る調査を行い、今後の保存活用に取り組むための基礎資料とする。

◆旧三野町役場庁舎活用整備事業

〈予算計上額〉 38,478千円

・登録文化財に指定されている旧三野町役場庁舎に三野公民館図書室を移転するため空調設備、照明、自動ドアを整備するものです。

設計管理業務 3,399千円

工事請負費 35,079千円